

公 表 用

地すべり防止区域内行為等の許可の手引き

令和3年4月1日

東京都建設局河川部

まえがき

この「地すべり防止区域内行為等の許可の手引き」（以下「地すべりの手引き」という。）は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に伴い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、策定されたものである。内容は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に係る手続方法、規制の内容、審査の基準等であり、法律、規則によるものから審査にあたっての内規まで含めてまとめている。

地すべり防止区域内の制限行為の許可の審査については、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであってはならないことから、当該行為の場所の地形、地盤等個々の条件により判断することとなる。したがって審査の基準は、必ずしも個々の事例に則したものはなり得ないが、規制の内容、審査の基本的基準等を考慮の上申請されたい。

本「地すべりの手引き」については、国からの通達、都の規則、内規等の改定等により、改定されることがあるので注意されたい。

平成7年4月

令和3年4月 改定

目 次

第 1 章 総 則

第 1 (趣旨)	1
第 2 (用語の定義)	1
〔参考〕 地すべり防止区域及び申請書提出場所について	1

第 2 章 許可申請書

第 1 (申請書様式等)	2
第 2 (許可事項の変更申請)	2
第 3 (知事の監督処分)	3
第 4 (書類の提出)	3
第 5 (不服申立て)	3
第 6 (許可の特例)	3
〔参考〕 地すべり申請書等様式	4

第 3 章 行為の制限等

第 1 (行為の制限)	7
第 2 (政令で定める許可を要しない行為)	8
第 3 (政令で定める許可を要する行為)	9
第 4 (主務大臣または都道府県知事以外の者の施行する工事)	9

第4章 審査基準

(第1節 一般的基準)

第1 (許可を要する行為)	10
第2 (審査の基準)	10
第3 (地すべり防止区域内の行為の基準)	10
第4 (主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事承認の基準)	11

(第2節 技術的基準)

「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準」よりⅢ地すべりに対する処理

第1 (総則)	12
第2 (盛土)	12
第3 (切土)	12
第4 (造成に伴う排水施設の設置)	12
第5 (造成に伴う給水施設の設置)	13

(第3節 参考基準等)

第1 (その他の参考基準等)	14
--------------------------	----

地すべり防止区域内行為等の許可の手引き

第 1 章 総 則

第 1 (趣旨)

本許可の手引きは、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号、以下「法」という。）に基づく地すべり防止区域内における「制限行為」の許可等について、その手続及び一般的な基準等を定めたものである。

第 2 (用語の定義)

- 1 「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象をいう。
- 2 「地すべり防止施設」とは、地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。
- 3 「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。
- 4 「地すべり防止区域」とは、主務大臣がこの法律の目的を達成するため必要があると認めた場合、関係都道府県知事の意見をきいて「地すべり地域」を地すべり防止区域として指定し、告示した区域である。

〔法第2条〕

〔参 考〕

地すべり防止区域及び申請書提出先について

地すべり防止区域については、東京都建設局ホームページの「土砂災害警戒区域等マップ」の「砂防三法指定区域」にてご確認ください。

申請書提出先は、所管の各建設事務所もしくは島しょについては各支庁です。各建設事務所の所管区域及び所在地については、東京都建設局ホームページ「建設事務所をさがす」にてご確認ください。

第2章 許可申請書等

第1 (申請書様式等)

- 1 法第18条第1項(行為の制限)の許可を受ける際の申請書様式は、様式例1によること。
- 2 様式の記載内容・添付図面等は以下によること。
 - (1) 申請者住所氏名
 - (2) 行為の場所
 - (3) 地すべり防止区域名
 - (4) 行為の目的
 - (5) 行為の内容(種類、規模、復旧方法)
 - (6) 面積及び数量
 - (7) 行為の期間
 - (8) 位置図・平面図(1/1000以上又は見取平面図)、縦横断図、丈量図
 - (9) 工作物その他施設の面積、構造図及び施工計画書
 - (10) 利害関係者の承諾書
 - (11) 写真
 - (12) その他知事が必要と認める書類

第2 (許可事項の変更申請)

法第18条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可事項を変更しようとするときは、申請書(様式例1)に、変更しようとする部分を明確にした前項に掲げる書類を添えて知事に提出し、変更許可を受けなければならない。

第3（知事の監督処分）

1 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設を設置すること若しくは原状回復を命ずることができる。

（1）法第18条第1項（地すべり防止区域内における一定の行為の許可）の規定に違反したもの

（2）法第18条第1項の許可に附した条件に違反した者

（3）偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

（1）地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき

（2）地すべりの防止上著しい支障が生じたとき

（3）地すべりの防止上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき

〔法第21条〕

第4（書類の提出）

この地すべりの手引きの規定により知事に提出する書類は、正副2部を作成し、所管する建設事務所又は支庁に提出するものとする。

第5（不服申立て）

この処分が不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

具体的には、処分通知書の記載により教示する。

第6（許可の特例）

1 森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）又は砂防法第4条（同法第3条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、第18条第1項の許可を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が第18条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもって足りる。

〔法第20条〕

様式例 1

地すべり防止区域内行為許可申請書

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による地すべり防止区域内行為の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 行 為 の 場 所

2 地すべり防止区域名

3 行 為 の 目 的

4 行 為 の 内 容

5 面 積 及 び 数 量

6 行 為 の 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで

7 添 付 書 類 等

- (1) 位置図、平面図、縦横断図、丈量図(求積図)
- (2) 工作物その他施設の面積、構造図及び施工計画書
- (3) 利害関係者の承諾書
- (4) 写真

8 申請者又は代理人等の連絡先

(注:「行為の内容」は具体的に記入すること。)

様式例 3

地すべり防止区域内行為
着手
完了
中止
廃止

届

年 月 日

東京都知事殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定により許可を受けた地すべり防止区域内行為について、下記のとおり着手（完了、中止、廃止）するので届出ます。

記

1 行為の場所

2 地すべり防止区域名

3 許可年月日及び番号 年 月 日付 建河指第 号

4 行為の内容

5 許可の期間 年 月 日から
年 月 日まで

6 着手（完了、中止、廃止）する年月日 年 月 日

7 中止（廃止）する理由

8 作業責任者 住所
氏名

9 申請者又は代理人等の連絡先

（注：「行為の内容」は具体的に記入すること。中止の場合は、次期開始予定年月日を記入すること。）

第3章 行為の制限等

第1 (行為の制限)

1 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- (2) 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- (3) のり切又は切土で、政令で定めるもの
- (4) ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で、政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、政令で定めるもの

〔法第18条〕

第2（政令で定める許可を要しない行為）

1 法第18条（地すべり防止区域内における一定行為の許可）第1項第1号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

（1）地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹菅その他のろう水のおそれの少ない管渠でその他有効断面積が4.5㎡以下のものをもって地下水を引く行為

（2）地下水をくみ上げる行為（1馬力を超える動力を用いて組み上げる行為を除く。）

（3）水道管（有効断面積4.5㎡をこえる水道管で、地すべり防止区域外から地下水を引水するものを除く。）、ガス管その他これらに類する物件の埋設

（4）前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して知事が指定する軽微な行為

2 法第18条（地すべり防止区域内における一定行為の許可）第1項第2号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

（1）水田（地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。）に地表水を放流し、又は停滞させる行為

（2）かんがいの用に供するため、土地（水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に地表水を放流する行為

（3）日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した地表水を、土地（地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為

（4）海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為

（5）ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯留する行為

（6）前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して知事が指定する軽微な行為（東京都は未指定）

〔地すべり等防止法施行令第4条〕

第3 (政令で定める許可を要する行為)

1 法第18条第1項第3号の政令で定めるのり切り又は切土は、のり切りにあつてはのり長3メートル以上のものとし、切土にあつては直高2メートル以上のものとする。

2 法第18条第1項第4号の政令で定める施設又は工作物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 断面積が600cm²をこえる用排水路又は断面積が600cm²以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの

(2) 容量が6m³をこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が6m³以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの

(3) 載荷重が1m²につき10t(地形、地質その他の状況により知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重)以上の施設又は工作物

3 法第18条第1項第5号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地表から深さ2m以上の掘削又は地すべり防止施設から5m(地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により知事が距離を指定した場合には、当該距離)以内の地域における掘削(地すべり防止施設から1mをこえる地域における地表から深さ50cm未満の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すものを除く。)

(2) 載荷重が1m²につき10t(地形、地質その他の状況により知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重)以上の土石その他の物件の集積

[地すべり等防止法施行令第5条]

第4 (主務大臣または都道府県知事以外の者の施行する工事)

1 主務大臣または知事以外の者が地すべり防止工事を施工しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について知事の承認を受けなければならない。

2 国又は地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について知事に協議することをもって足りる。

3 知事は、第1項の承認に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

[法第11条]

第4章 審査基準

第1節 一般的基準

第1（許可を要する行為）

- 1 許可を要する行為は、法第18条第1項の第1号から第5号までであり、第1号及び第2号においては法施行令第4条により適用除外事項がある。また第3号から第5号については、法施行令第5条により具体的行為が明示されている。
- 2 法施行令第4条及び第5条にある「都知事が指定する軽微な行為」及び「都知事が載荷重を指定した場合」は制定していない。
- 3 法施行令第4条第2項第2号及び第3号並びに第5条第2項第1号及び第2号の適用の判断については、事前に申請を受け付ける部署に協議すること。

第2（審査の基準）

- 1 法第18条（行為の制限）の許可の審査については、地すべり防止区域内における行為内容が当該地すべり防止区域の現状から判断して、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと。

第3（地すべり防止区域内の行為の基準）

- 1 地すべり防止区域内の造成工事等において行う土工、排水処理、工事中の防災、自然環境の保全及び工事施工計画に関しては、第2節の「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発技術審査基準（案）」の内の「Ⅲ 地すべりに対する処理」を適用する。（第2節参照）
また、上記基準以外で該当する事項については、上記基準内の「砂防指定地内の造成行為」に関する軸（「砂防の手引き」参照）、「急傾斜地崩壊防止工事の技術的基準に関する細部要綱」昭和44年8月建設省通達（「急傾斜地の手引き」参照）又は「国土交通省砂防技術審査基準（案）」によるものとする。
- 2 許可を要する行為は、通常地すべりの防止に支障がある行為である。したがって申請者は申請にあたり、許可の該当項目について、行為の結果についての証明又は対策工法に関する図書を提出すること。また、周辺の自然・社会環境に配慮したものとすること。許可にあたっては個々に審査するものとする。

第4（主務大臣または知事以外の者の施行する工事承認の基準）

1 法第12条（築造等の基準）は、以下のとおり。

（1）地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべり防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

（2）地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

一 排水施設は、次の掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。

イ 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ 地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。

三 ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

第2節 技術基準

「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」
（昭和49年4月19日建河砂発第20号建設省河川局砂防部砂防課長通達、平成30年
6月15日国水砂第15号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通達）より

Ⅲ 地すべりに対する処理

第1 （総則）

- 1 原則として地すべり防止区域内には造成工事を計画してはならない。
- 2 やむを得ず地すべり防止区域内に造成工事をする場合には、法の制限行為を厳守すること。
- 3 上記のほか、「規制外行為」についても次記事項を十分に調査・検討の上、必要な防止対策工を施工すること。

第2 （盛土）

- 1 地すべり安定解析を行って盛土後の安全率が $F_s=1.2$ になるよう防止対策を施工すること。
- 2 この場合でも造成工事前の地すべり安全率の低下は5%以内とし、それ以上の大土工は計画してはならない。

第3 （切土）

- 1 地すべり末端での切土を計画してはならない。
- 2 地すべり頭部、中腹部での切土により、後背地の安定を損なうことのないよう充分調査し、切土後の安全率が1.2となるよう防止対策を施工すること。

第4 （造成に伴う排水施設の措置）

- 1 第4節（排水施設）の基準に従うこと。（「東京都砂防指定地等管理条例に基づく許可の手引き」参照）
- 2 排水施設からの漏水及び再浸透があってはならない。
- 3 排水路網には、地すべり防止区域外からの表流水、地下水を合流させてはならない。
- 4 維持管理に容易な位置、構造とすること。

第5 (造成に伴う給水施設の設置)

- 1 原則として地中埋設は避けるものとする。
- 2 やむを得ず地中埋設とする場合には、地すべり変動による給水管の損傷がないような構造とし、損傷があった場合でも直ちに修理が可能な位置とすること。

第3節 参考基準等

第1 (その他の参考基準等)

本手引きによる各基準のほか、詳細な構造の検討にあたっては、以下の基準を参照されたい。

- (1) 河川構造物設計基準 (東京都建設局)
- (2) 河川管理施設等構造令 (昭和51年7月20日政令199)
- (3) 河川管理施設等構造令施行規則 (昭和51年10月1日建設省令13)
- (4) 河川砂防技術基準 (国土交通省水管理・国土保全局)
- (5) 急傾斜地崩壊防止工事の技術的基準に関する細部要領
(昭和44年8月25日 建設省河砂発第六三号)
(昭和44年8月 建設省河川局長通達－急傾斜地崩壊危険区域内行為の許可の手引き参照)
- (6) 砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準 (案)
(昭和49年4月19日 策定 建河砂発第20号)
(平成30年6月15日 改訂 国水砂第15号)
(国土交通省通達－東京都砂防指定地等管理条例に基づく許可の手引き参照)